

**Brexit が銀行業に与える影響<sup>1</sup>**

経済調査部 上席研究員 山口 綾子  
[yamaguchi@iima.or.jp](mailto:yamaguchi@iima.or.jp)

**難航が続く英国 EU 離脱交渉**

2016年6月に英国の欧州連合（EU）離脱（Brexit）の是非を巡る国民投票が行われ、離脱 52% 対 残留 48% で、離脱支持が過半数となった。当時のキャメロン首相が辞任した後を継いだメイ首相は、2017年3月に EU に対し、EU 条約第 50 条に基づく離脱通知を行った。通知から 2 年間の交渉を経て、2019年3月29日に英国は正式に EU を離脱することになる<sup>2</sup>。

図表 1：国民投票後の Brexit を巡る動き

2016年	6月23日	EU残留・離脱を問う英国国民投票
	7月13日	キャメロン首相辞任、後任としてメイ首相就任
2017年	3月29日	英国政府がEU条約50条に基づき正式に離脱通知
	6月8日	英国下院総選挙 与党保守党は過半数割れ
	6月19日	英国・EU離脱交渉開始
	7月13日	英国政府、下院へEU法を一括して国内法化するEU法廃止法案（EU離脱法）を提出、審議開始
	12月15日	欧州理事会、交渉の第一段階において「十分な進展」があったことを認定、第二段階への移行を決定
2018年	3月19日	移行期間を2020年12月末までとすることでEU-英暫定合意、3月22-23日の欧州理事会で移行期間について了承
	6月26日	英国においてEU離脱法成立
	7月12日	英国政府、EU離脱後の関係をめぐる交渉指針についての白書を公表
	8月23日	英国政府、無秩序な離脱（No deal）の場合の注意喚起文書を公表
	9月19-20日	非公式欧州理事会
	10月17-18日	欧州理事会

（資料）各種報道より作成

離脱には英国と EU の間で離脱協定を結ぶ必要がある。離脱協定には、英国/EU 双方に国境を越えて居住する市民の権利、EU 拠出金の清算、移行期間（2018年3月に2020年末までで暫定合意）などが盛り込まれる予定であり、これらの問題については概ね合意ができています。最大の懸案となっているのはアイルランド国境問題である。EU は移

<sup>1</sup> 本稿は日本金融学会 2018 年度秋季大会国際金融パネル「Brexit と国際金融センター『シティ』の将来」（座長：小川英治一橋大学教授）にて報告した内容をまとめたもの。

[http://www.iima.or.jp/info\\_active/meeting/index2018.html](http://www.iima.or.jp/info_active/meeting/index2018.html)

<sup>2</sup> 交渉期間は EU 加盟国の全会一致があれば、延長が可能である。

行期間終了時点までに特別な合意がなされなかった場合のバックストップとして、北アイルランドのみを関税同盟に残す措置を盛り込みたい考えである。英国側はこの案は英国を分断するものとして受け入れられないとしている。このため、英国 EU 間の離脱交渉は難航している。

2019 年 3 月の離脱までに離脱協定の批准を済ませる必要があり、欧州議会の議決や英国の国内手続きなどを考慮すれば、10 月の欧州理事会（EU 首脳会議）で合意することが望ましいと考えられていた。手続きを進展させるために、11 月にも臨時欧州理事会が予定されていたが、10 月の会議で十分な進展がみられなかったため、それも棚上げとなるなど、交渉の行方は混迷を深めている。離脱協定が成立しなければ、移行期間の合意も白紙に戻ることになり、2019 年 3 月に何も決められないまま「no deal Brexit：無秩序な離脱」を迎えることになる。

### 離脱後の金融業：離脱白書にみる英国と EU の関係についての英国政府のスタンス

EU では、ある加盟国で金融業務の免許を取得すると、他の加盟国で新たに免許を取得することなく、当該業務を行うことができる（単一パスポート制度）<sup>3</sup>。非 EU 金融機関は国際金融センターであるロンドンのある英国で金融業の免許を取得し、その英国パスポートに基づき、他の EU 加盟国でビジネスを行う例が多い。Brexit はこうした金融機関にとって、英国と EU 間で別途取極めがなされない限り、単一パスポート制度による EU 域内での金融サービス提供ができなくなることを意味する。

2018 年 7 月に公表された英国政府の離脱白書では、離脱後の英国と EU との関係について、モノの貿易については、自由貿易圏（EU との共通ルール）を創設するとともに、関税同盟からは脱退する一方で、サービスについては、単一市場を離脱し独自の規制をする権利を回復する（単一パスポート制度は無効となる）という基本方針が示された。金融業については、英国と EU の関係の深さに鑑み、両者間で包括的な協定を結びたいとしている。特別な協定がない限り、離脱後の英国は EU にとって第三国としての扱いを受けることになり、同等性評価の枠組みが適用されることになる<sup>4</sup>。

2018 年 8 月から 9 月にかけて英国政府は企業や国民にむけて「無秩序の離脱」となった場合に備えての注意喚起文書を 80 あまりの各業種について相次いで公表した。金融業については、英国政府は金融安定を確保するため様々な措置をとる用意があるとしている。具体的には、金融機関に対する暫定免許制度、英国外の中央清算機関に対する暫定許可制度などであり、これにより英国内で事業を行う EU 金融機関の業務は継続が可能となる。ただし、EU 側で何らかの対応がとられない限り、EU 内で業務を行う英国金融機関の業務の継続性は保証されないことになる。

<sup>3</sup> 単一パスポート制度は EU 域内だけでなく、欧州経済領域（EEA:EU28 カ国にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーが参加）全体で有効である。

<sup>4</sup> 同等性評価とは特定の金融サービスについて第三国の規制体制が EU と同等とみなされる場合に限り、当該国企業の EU でのサービス提供を認めるというもの。EU が同等性を一方的に評価し、短期間で評価が変更されることもあり、企業にとっては不確実性が高いと言われている。

## 在ロンドン金融機関の対応：Brexit後の欧州の金融センターとなるのは？

国民投票後の早い段階で、単一パスポート制度の存続が危ぶまれていたことから、在ロンドンの非EU金融機関は、EU域内で新たに免許を申請し、拠点を新設、人員を移動する計画を相次いで打ち出している。また、EU金融機関は新たに英国での免許を取得する動きに出ている。先行きが不透明ななかで、金融サービスの継続性を確保するため、金融業界は他の業界に先駆けて対応している。EU当局も、国によっては、2018年6,7月までに申請をしなければ、2019年3月までに免許取得ができないと注意喚起するところもあった。

2017年12月時点でのFinancial Times紙による大手金融機関15行を対象とした調査では、およそ6%程度のスタッフが2019年3月までに移動するとみられている。

日本のメガバンク3行も、現状証券業務については英国拠点の免許に基づき他のEU加盟国でも業務を行っており、3行とも新たにEUに証券子会社を開設予定と公表している<sup>5</sup>。

図表2：在ロンドン大手金融機関の対応

	ロンドンの スタッフ数	2019年3月ま での移動**	Brexit後のEU本 部	新免許申請
JPモルガン	10,480	700	フランクフルト/ ルクセンブルク	n.a.
ドイチェ・バンク	7,000	350	フランクフルト	○UK
バークレーズCIB*	6,500	150	ダブリン	○
シティグループ	6,000	250	フランクフルト	○
ゴールドマン・サックス	5,959	500	フランクフルト	○
モルガン・スタンレー	5,000	100	フランクフルト	○
UBS	5,000	200	フランクフルト	×
クレディ・スイス	5,000	250	非公表	非公表
HSBC CIB*	4,500	900	パリ	n.a.
バンク・オブ・アメリカ	4,500	400	ダブリン	○
BNPパリバCIB*	3,123	150	パリ	n.a.
ナットウェスト・マーケッツ	2,600	150	アムステルダム	○
野村ヨーロッパ	2,270	75	フランクフルト	○
MUFG	2,100	90	アムステルダム	○
ソシエテ・ジェネラルCIB*	2,000	300	パリ	○UK

(注) \*CIB：法人・投資銀行部門、\*\*2019年3月までの移動はFT推計。(資料) 2017/12/12付Financial Times紙より作成

非EU銀行各行の移転先としては、欧州中央銀行（ECB）のあるフランクフルト、欧州銀行監督機関（EBA）が移転するパリ、アムステルダム、ダブリン、ルクセンブルクなどが候補として挙げられている。今のところ、フランクフルトが最大の勝ち組とみら

<sup>5</sup> 商業銀行業務については三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループは既にEUの大陸側で免許を取得して業務を行っている。三井住友フィナンシャルグループは英国の現地法人免許で銀行・証券とも業務を行っているため、銀行・証券とも新たにドイツで免許を取得し、現地法人を設立予定と公表している。

れているが、各行の移転計画からみると、フランクフルトのみに集中するというより、ある程度は各都市に分散される模様である。

ロンドンと並ぶ世界の二大国際金融センターである。Z/Yen社によるランキングでみると、公表開始の2007年以来この2都市は僅差で1-2位を争っており、3位以降を大きく引き離してきた。ロンドンが国際金融センターであると同時に欧州の金融センターでもある。こうしたなか、2018年9月に発表されたランキングでは、ロンドンがニューヨークに抜かれ2位に転落する一方、EUのなかではフランクフルト(20→10位)、アムステルダム(50→35位)の躍進が目立った。こうした各行のEUへの移転の動きが背景にあるとみられる。またロンドンの評価では「インフラ」や「評判」の項目の評価が下がっており、Brexitをめぐる不透明感が反映された可能性がある。とはいえ、ロンドンとその他欧州主要都市との差は依然として大きい。

都市の規模としても900万人弱の人口を抱えるロンドンに匹敵するのはパリくらいで、その他のヨーロッパ主要都市は概ね人口100万人規模の小都市である。必要な人材を十分に確保できるかの問題もある。ロンドンの法務・会計・コンサルティングなどを含む金融関連業の雇用は79万人にも達する<sup>6</sup>。

今後ユーロ建て取引の決済など一部のビジネスが英国からEUに移る可能性はあるが、金融インフラの充実、法務・会計・コンサルタントなど関連サービスの人材の豊富さ、金融経済関連情報の充実など国際金融センターとしてのロンドンの持つ強みは残るものとみられる。他方で、ロンドンを国際金融のハブとして利用してきた多くの金融機関にとり、英国とEUへの業務の分散により効率性の低下・コスト上昇は避けられず、欧州ビジネスを見直す必要が出てくるとみられる。

図表3：欧州に位置するグローバルな金融センターのランキング

	ランキング		EU加盟	ユーロ
	9月	3月		
ロンドン	2	(1)		
チューリッヒ	9	(16)		
フランクフルト	10	(20)	○	○
ルクセンブルグ	21	(21)	○	○
パリ	23	(24)	○	○
ジュネーブ	27	(26)		
アムステルダム	35	(50)	○	○
ダブリン	37	(31)	○	○
ミュンヘン	39	(35)	○	○
ハンブルグ	41	(29)	○	○
エディンバラ	43	(43)		
モナコ	46	(54)	○	
グラスゴー	50	(49)		
ウィーン	51	(64)	○	○

	ロンドンの評価	
	ランキング	
	9月	3月
ビジネス環境	1	(1)
人材	2	(2)
インフラ	3	(1)
金融セクター 発展度合	2	(2)
評判	2	(1)

(資料) Z/Yen, "The Global Financial Centres Index", Sept. 2018, Mar.2018より作成。  
ランキングは同社によるランキング

以上

<sup>6</sup> The CityUK (2018)

【参考文献】

Department for Exiting the European Union, “Legislating for the Withdrawal Agreement between the United Kingdom and the European Union”, July 2018

HM Government, “The Future Relationship between The United Kingdom and The European Union”, July 2018

HM Treasury, “HM Treasury’s approach to financial services legislation under the European Union (Withdrawal) Act”, June 2018

The CityUK, “Key Facts: About UK-Based Financial and Related Professional Services”, Apr.2018

Z/Yen, “The Global Financial Centres Index”, Sept 2018, Mar.2018 その他各号

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2018 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>